## 神戸市指定定期検査機関公募要項

1 神戸市指定定期検査機関公募の趣旨

神戸市では、計量法(平成4年法律第51号。以下「法」という。)第19条第1項の規定による定期検査(以下「定期検査」という。)を、法第20条第1項に規定する指定定期検査機関(以下「指定定期検査機関」という。)制度により、適正かつ効率的に実施しています。

このたび、令和6年度末で現行の神戸市指定定期検査機関の指定期間が満了するため、令和7年度からの当該指定定期検査機関の指定を希望する事業者について、本要項の定めるとおり募集します。

### 2 公募の概要

(1) 公募の内容

法第20条に基づく神戸市指定定期検査機関の募集

(2)指定をする者神戸市長

(3) 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで(3年間)

(4) 選定の方法

「計量法第28条に基づく選定基準」及び「神戸市指定定期検査機関の選定基準」に基づき 書類審査及び現地調査を行い、基準に適合した申請者につき、見積り合せを行って、神戸市 指定定期検査機関の指定を行います。

- 3 定期検査業務の主な内容(詳細は、別添「神戸市特定計量器定期検査業務の基準」を参照)
- (1)神戸市内全域を対象とする計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に 規定する非自動はかり、分銅及びおもり並びに同第2号に規定する皮革面積計の定期検査。 (検査日時等が合わないため、定期検査を受検できない者に対する法第25条に規定する定期 検査に代わる計量士による検査(代検査)の説明等を含む。)
- (2)神戸市手数料条例(平成12年3月31日条例第77号)及び神戸市手数料条例施行規則(平成12年3月31日規則第111号)(以下「手数料条例等」という。)に基づく定期検査手数料の徴収。

### 4 応募資格

- (1) 神戸市内に本社又は事業所のある法人であること。
- (2) 法第27条(欠格条項)の規定に該当しない者であること。
- (3) 法第28条(指定の基準)の規定に適合している者であること。
- (4) 市税並びに消費税及び地方消費税について滞納又は未申告がないこと。(直近3年度分)
- (5) 神戸市から指名停止の措置をうけていないこと。(応募から業務委託契約の締結までの期間)
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員が役員 又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与していない、その他暴力団又は暴力団員と社 会的に非難されるべき関係を有していない、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関す る要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

- 5 公募の手続き
- (1) 公募のスケジュール

① 公募要項等の配布期間 令和6年8月19日(月)~9月5日(木)

② 公募に関する質問の受付期間 令和6年9月2日(月)~9月10日(火)

③ 公募に関する質問への回答 令和6年9月17日(火)

④ 申請書類等の受付期間 令和6年9月30日(月)~10月2日(水)

⑦ 選定結果の通知・公表 令和6年11月上旬

- (2) 公募要項等の配布
  - ① 公募の周知

神戸市指定定期検査機関の公募に関する情報は、神戸市のホームページに掲載します。

- ② 公募要項等の配布資料
  - (ア) 神戸市指定定期検査機関公募要項
  - (イ) 神戸市特定計量器定期検査業務の基準
  - (ウ) 神戸市指定定期検査機関の選定に係る申請書類様式集
  - (エ) 計量法第28条に基づく選定基準
  - (オ) 神戸市指定定期検査機関の選定基準
- ③ 公募要項等の配布及びダウンロード

公募要項等については、公募要項等の配布期間中の平日の9時から17時まで(12時から13時までの間を除く。)に「9 間合せ先」の場所において配布します。

また、公募要項等は、神戸市のホームページからもダウンロードできます。

- (3) 公募に関する質問の受付及び質問への回答
  - ① 質問の受付

公募要項の内容等に関する質問がある場合は、次のとおり受け付けます。ただし、質問は、以下の書類を「9 問合せ先」の場所に提出された者のみに限ります。

- ② 質問のための提出書類
  - (ア) 定款又は寄付行為及び法人登記簿謄本(又は登記事項全部証明書)(発行3か月以内のもの)
  - (イ) 会社経歴書又は会社概要書及び事業所一覧
  - (ウ) 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表
- ③ 受付期間

公募に関する質問の受付期間中に限ります。

④ 受付方法

E-mail または FAX で消費生活センター計量検査係までお送りください。 なお、電話での問合せには応じません。

⑤ 質問への回答

質問に対する回答は、全ての質問者に対して E-mail 又は FAX で行います。

# (4) 申請書類及び添付書類並びに各書類の提出部数

① 申請書類:正本1通、副本1通(写し)

(「神戸市指定定期検査機関の選定に係る申請書類様式集」のうち「様式①または様式②」の書類)

② 添付書類:正本1通、副本1通(写し)

(質問をした申請者は下表の $3\sim7$ 、質問をしなかった申請者は下表の $1\sim7$ )

添付書類は、下表に掲げるとおりです。

また、用紙の大きさは原則として、日本産業規格A4とします。

添付書類		留意事項
1	定款又は寄付行為及び法人登記簿謄本(又は 登記事項全部証明書) 会社経歴書又は会社概要書及び事業所一覧	・ 法人登記簿謄本(又は登記事項全部証明書)は発行3か月以内のもの
2	申請の日を含む事業年度の直前の事業年度 の最終日における財産目録及び貸借対照表	
3	申請の日を含む事業年度及び翌事業年度に おける事業計画書及び収支予算書	・ 定期検査の業務に係る事項と他の業務 に係わる事項とを区分したもの
4	次に掲げる事項を記載した書面	
	ア 役員又は事業主の氏名及び履歴、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関の指定等在機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第72号。以下「省令」という。)第2条の2に規定する構成員(以下「構成員」という。)のうち、主たる者の氏名(構成員が法人である場合には、その法人の名称)並びに構成員の構成割合	略歴、常勤・非常勤別、住所、法人名、 役職及び役員就任年月日を記入した一覧 表を提出する。
	イ 定期検査の業務を行う特定計量器の種類	・ 受託する特定計量器の種類
	ウ 定期検査の業務を行う地域	・ 受託する地域

	エ 1年間に定期検査を行うことができる特定計量器の数	<ul><li>西暦(和暦)の奇数年度及び西暦(和暦)の偶数年度のそれぞれ1年間に行う 検査対象事業所数及び特定計量器数の見 込数を記載する。</li></ul>
	オ 定期検査に用いる器具、機械又は装置の 数、性能、所在の場所及びその所有又は借入 れの別	<ul><li>器具、機械又は装置(以下「検査設備等」という。)の保管場所を明示する。</li><li>検査設備等を借入れる場合にあっては、貸借契約書の写しを添付する。ただし、神戸市から借入れる場合は、この限りでない。</li></ul>
	カ 定期検査を実施する者の資格及び数	・ 計量士登録証の写し、短期計量教習以 上修了者にあっては、修了書の写し及び 指定に係る実務経験が1年以上あること を説明した書類を添付する。
	キ 定期検査以外の業務を行っている場合に あっては、その業務の種類及び概要	・ 業務の種類ごとに事業規模及び概要を 記載する。会計処理が定期検査会計と明 確に区分できるように記入する。
	ク 定期検査手数料の額	・ 手数料条例等に定める額を記載する。
5	申請者が法第27条(欠格条項)各号の規定 に該当しないことを説明した書面	・ 申請者が欠格条項に該当しない旨を説 明した書類(誓約書等)
6	申請者が省令第2条の3(適合要件)の各号 の規定に適合することを説明した書類	・ 申請者が適合要件の各号の規定に適合することを説明した書類(誓約書等)
7	その他	<ul> <li>神戸市税納税証明書(直近3年度分)</li> <li>法人税、消費税の納税証明書(直近3年度分)</li> <li>法人税申告書(写し)及び消費税申告書(写し)(直近3年度分)</li> <li>「神戸市指定定期検査機関の選定に係る申請書類様式集」のうち「様式③~様式②」</li> </ul>

# (5) 申請書類の作成にあたっての注意事項

- ① 申請書類には、提案内容等を分りやすく簡潔に記述してください。
- ② 日本語、アラビア数字を用いて横書きにしてください。

#### (6) 申請書類等の受付

① 受付日時

申請書類等の受付期間中の平日の9時から17時まで(12時から13時までの間を除く。)

- ② 受付方法
  - 「9 <u>問合せ先</u>」の場所まで御持参ください。申請書類等の内容を確認のうえ受領します。(注意:持参以外の方法では受付けません。)

#### (7) 留意事項

- ① 申請者は、申請書類等の提出をもって、本公募要項の記載内容について承諾したものと 見なします。
- ② 提出された申請書類等は、返却しません。
- ③ 提出された申請書類等は、「神戸市情報公開条例」に基づく情報開示請求があった場合に、 情報開示の対象になる場合があります。
- ④ 選定及び確認のために、書類の追加提出を求める場合があります。

# 6 調査

申請内容の確認のため、現地調査を行います。その際は、立ち会い及び質疑応答に御協力いただきます。

### 7 選定

- (1) 選定基準
  - ① 計量法第28条に基づく選定基準
  - ② 神戸市指定定期検査機関の選定基準
- (2) 選定の方法
  - ① 選定の準備
    - (ア)申請書類等の確認 申請書類等を受付時に、書類が揃っているか等を確認します。
    - (イ) 現地調査の実施 必要な事項について、現地調査を行います。
  - ② 法第28条に基づく選考

提出された申請書類等が、法第28条第1項各号(指定の基準)に適合しているかどうかについて「計量法第28条に基づく選定基準」により選考します。この選考で申請内容が適当であると認められた者のみを、次の選考に進めます。

- ③ 「神戸市指定定期検査機関の選定基準」に基づいて申請書類(様式③~⑦)を選考します。
- ④ 選考の結果、定期検査実施可能とされた申請者については、見積書(申請書類(様式® ~⑪))の内容を精査し、定期検査に必要な項目に適正な費用が見積られているかどうかを確認します。
  - (ア) 定期検査実施可能で、かつ見積りも適正とされた申請者が単数の場合 その申請者を神戸市指定定期検査機関として選定します。
  - (イ) 定期検査実施可能で、かつ見積りも適正とされた申請者が複数の場合 見積書の金額(3か年分)が最も低い申請者を神戸市指定定期検査機関として選定 します。

また、その次に低い申請者を神戸市指定定期検査機関<u>候補</u>(以下「<u>候補</u>」という。) とします。

### (3) 選定結果等の通知

選定結果は、申請者に対して選定結果を通知するとともに、神戸市のホームページに掲載します。

#### 8 神戸市指定定期検査機関の決定等

- (1)神戸市指定定期検査機関のみが選定された場合は、その者と業務委託契約に向けた協議を経て、協議が整えば、指定を決定します。
- (2) 神戸市指定定期検査機関と<u>候補</u>が選定された場合は、神戸市指定定期検査機関を確定する ために、神戸市指定定期検査機関として選定された者と業務委託契約に向けた協議を行いま す。この者と協議が整えば、神戸市指定定期検査機関として指定を決定します。(これにより 候補として選定された効果はなくなります。)

選定の日から休日を除いて5日を経ても、神戸市指定定期検査機関として選定された者と協議が整わない場合は、協議を打ち切り、<u>候補</u>との業務委託契約に向けた協議に移ります。 (これにより神戸市指定定期検査機関として選定された効果はなくなります。)この者と協議が整えば、神戸市指定定期検査機関として指定を決定します。

(3) 神戸市指定定期検査機関の指定決定後は、指定の告示を行い、神戸市指定定期検査機関の指定とは別に業務委託契約の締結を行います。

なお、業務委託契約の締結は、局内委託契約審査会の承認を経て、指定期間の単年度ごと に行います。

ただし、各年度の業務委託契約の契約金額は、神戸市指定定期検査機関選定時における見 積書の金額ではなく、当該各年度の神戸市の予算の範囲内の金額になります。

# 9 問合せ先

〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4番1号 神戸市立総合福祉センター5階 神戸市消費生活センター計量検査係

TEL: (078) 371-1248 FAX: (078) 351-5556 E-mail: 28100keiryo@office.city.kobe.lg.jp